

市民会議 詳細

【市民の自立と社会参画委員会】

1. 市民会議の位置付け・概要

(市民会議の目的)

- ・ 大阪市において、市民（住民およびその他ステークホルダー）による地域運営を目指して、「市民会議（仮称）」を立ち上げる。
- ・ 市民会議は、市民が地域における「安全・安心」、「まちづくり」などの諸課題解決に向けて、自ら意見を出し合い、自ら具体的な取り組みを行っていく場とする。
- ・ 当面の間は、「市民自治の基盤作り組織」としての役割を果たしつつ、なるべく速やかに地域運営組織として機能することを目指す。

(市民会議の意義)

- ・ 市民会議は、①これまで欠落していた住民主導で地域の課題を議論する常設の場を提供し、②地域振興会を初め地域に係わる全てのステークホルダーを結集して課題に取り組むこと、③オープンな機関とし、参加制限を設けないこと（ただし、段階を踏む）、を特徴とする。
- ・ 市民会議での決定は、「区民の総意」とは認められないが、「区民の総意」形成上に一助をなすものと考えられる。（大阪市では、現在、区政改革（区への権限委譲など）を進めているが、区議会が存在しないため「区民の総意」とは何か、「区民の総意形成」を如何に実現するかが課題となっている。）

(市民会議の構成)

- ・ 中学校区ごとに一つの市民会議（コミュニティレベルの市民会議）を設立する。各区内の市民会議が集まり区単位の市民会議を、また、各区単位の市民会議が集まり市単位の市民会議を編成する。
- ・ 中学校区単位の市民会議（以下「市民会議」という）の構成メンバーは、地域振興会など地縁団体も含め、市民（住民）、NPOなど市民活動団体、企業市民並びに行政機関（学校も含む）など地域のステークホルダー全員からなる。
- ・ 区単位の市民会議には区内各市民会議の代表に加えて、市民会議と同様に原則として全てのステークホルダーが参加できる。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議への参加は自由であり、原則として人数制限は設けない。一定期間ごと（年数回）に参加者を募集する形式をとる。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議は自由参加であるため、その議決権のあり方は別途検討が必要である。

(市民会議、区単位、市単位の役割分担)

- ・ 市民会議では地域の課題、将来像などを自由に議論し、ステークホルダーの協働により地域の課題解決を図る。市民会議の議論のうち区全体での議論が相応しいものは区単位の市民会議に集約、議論される。市単位の市民会議は、市民会議ネットワークの中核として大阪市との協議主体としての役割を担う。
- ・ 各区内の各市民会議は、一定期間ごと（年1回程度）に開催する各区長との対話（タウンミーティング）の実施主体ともなる。

2. 市民会議と行政、議会との関係

(市民会議の行動原則)

- ・ 市民会議は市民自治を追求するものであり、市民の自助、互助を行動原則とする。市民の自助、互助を超える地域課題については行政支援または関与を必要とするが、そうでない課題・事業については、市民会議で自主的に実行していく。

(行政の役割)

- ・ 行政（大阪市および各区）本来の役割は、市民の自助、互助を超える地域課題に取り組み、対処することである。
- ・ 市民会議との関連で行政が先ず果たすべきは、市政に関する情報提供を積極的に行っていくこと、また、情報提供の要請に速やかに対応することである。とりわけ、市の財政状態、現在の地域公共システムの維持可能性など市民活動（市民の自助、互助）の必要性に関わる情報が重要である。

(パートナーシップ協定)

- ・ 行政（大阪市および各区）と市民会議は対等の関係にある。各区役所と各区単位の市民会議はパートナーシップ協定を結び、市民会議で決まった内容については、その実現へ向け行政が支援していくことを予め約束する。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議で決議された事項は、市民（住民）並びに行政（区、大阪市及び関係自治体）に対して報告または提言される。
- ・ 決議事項のうち、行政支援または関与を必要とするものについては、行政はその支援または関与の必要性を検討し、市民会議または区単位の市民会議にその結果を報告する。

(議会との関係)

- ・ 上記事項のうち議会承認を必要とするもの（大阪市の予算措置など）については、行政はその支援または関与の必要性を検討したうえで、議会に提案するか否かを決定する。行政はその結果を市民会議または区単位の市民会議に報告する。

3. 市民会議と地域振興会との関係

(市民活動の現状)

- ・ 大阪市には町内会（地域振興会）の伝統があり、地域住民活動は活発であったが、現在においては地域の高齢化、新住民の町内会不加入などの課題を抱えている。
- ・ 地域には町内会以外にも社会福祉協議会や婦人会など様々な地域団体・組織があるが、各々各自の領域内の活動に止まっている。こうした縦割りの弊害をなくす必要もある。
- ・ 一方で、大阪では新しい市民活動のスタイルであるNPO活動やボランティア活動も活発におこなわれており、これらを支援する中間支援組織も充実している。こうした力をもっと積極的に活用しなければならない。更には地域の重要なステークホルダーである企業市民の持つ活力、資源も積極的に活用していかなければならない。

(市民会議の必要性)

- ・ 市民会議は、前述のとおり①これまで欠落していた住民主導で地域の課題を議論する場を提供し、②地域振興会を初め地域に係わる全てのステークホルダーを結集して課題に取り組むこと、③オープンな機関とし、参加制限を設けないこと、を特徴とする。

- ・ 市民会議は、住民の身近に必要な④地域の情報共有機能、⑤市民活動に対する窓口機能、⑥地域のニーズとサービスのマッチング機能、を充実していく機関でもある。
- ・ 市民会議と地域振興会は協力関係並びに健康的な競争関係を構築していかなければならない。

4. 市民会議の具体的運営方法

(市民会議の場所)

- ・ 各市民会議は地域の中学校で開催する。区単位の市民会議は各区のコミュニティ・センターで開催する。
- ・ 市民会議には事務局を設置し、公共施設内などに常設の事務所と小規模会議のスペースを確保する。

(市民会議の開催)

- ・ 市民会議および区単位の市民会議はそれぞれ、原則として毎月1回開催される。
- ・ 市民会議の開催時間は、参加者による議論の上、参加しやすい時間帯を設定する（平日夜、土日など）。

(事務局)

- ・ 各市民会議の事務局には、事務局長（無給）を置く。区単位の市民会議の事務局には、常勤（有給）の事務局長を置き、区内にある各市民会議・事務局を統括、指導にあたる。
- ・ 事務局長には①全てのステークホルダーを結集しての地域の議論を進めるファシリテーション能力、および②地域の課題を解決へと導くコーディネーション能力が必要となる。
- ・ 市民会議および区単位の市民会議の事務局長は公募する。市民会議自体に選考能力が備わるまでの間、行政が市民活動の専門性などを勘案して、選考に当たる。
- ・ 市民会議および区単位の市民会議の事務局には、必要（市民会議が担う機能）に応じて事務局長のほかにスタッフ（有給または無給）をおく。

(事務局の役割)

- ・ 事務局は、①市民会議への参加者を募集、②市民会議の開催・議事進行、③代表並びに幹事の選出（選出そのものは会議全体で行う）、④議事の記録・公開、⑤代表と共に行政を含むステークホルダーとの連絡・交渉、⑥資金管理、を担う。

(参加メンバー募集)

- ・ 事務局が市民会議への参加者を募集する。
- ・ 対象エリア内に居住する市民、事務所をもつ企業・NPO・ボランティア団体などの代表者は自由に参加できる。
- ・ 特に、まちづくりや地域づくりに関して能力、経験のあるキーパーソンを予めリストアップしそれらの人達をメンバーとすることで、市民会議の基盤強化、運営の円滑化を図る。また、そうすることで新たな交流と人的ネットワークの形成が期待できる。

(議論のテーマ)

- ・ 市民会議では自主的な議論が行われるが、立ち上げにあたっては、市民（住民）の関心が高い「地域の安全、安心確保」などが課題として設定し易いものと予想される。
- ・ その後、市民それぞれが課題を持ち寄りメンバー間で議論の上、重要性が高いとされた

課題から議論を行っていく。課題およびメンバーが多数になる場合、委員会方式（ただし、全体会議で最終決定）など効率的な運営方式を採用する。

（実行活動）

- ・ 全体会議で決定された内容で、市民会議単独で実行可能（行政の公的支援資金を必要としない）なものについては、実行組織を新たに立ち上げ、実行計画を策定した上で実行に移す。
- ・ 行政の公的支援資金を必要とする内容については、委員会、事務局が中心となって行政へ提言を行い、実現へ向けた諸調整を行う。
- ・ 「市民会議」の活動内容についてより多くの市民に理解してもらうため、専門誌の発行など積極的な活動PRに取り組み、参加者の増加、市民活動の活性化に結びつける。

（費用負担）

- ・ 行政は、自らの責務として各「市民会議」の常設事務所、会議スペースの確保を行うとともに、市民会議および区単位の市民会議の施設、事務局、会議運営にかかる費用について予算措置を講じて負担する。

5. 段階的实施

（第1ステップ）

- ・ 第1ステップは市民会議の立ち上げ段階であり、まずモデル地区において試験的に市民会議を開設する。その設立状況、運営状況からのフィードバックを得て、具体的な運営方法（上記の場所、開催、事務局、参加メンバー、テーマ、費用負担など）について確定させる。
- ・ 市民会議は、「市民の自主・自立」をモットーとするが、立ち上げに当たっては行政の支援が必要である。住民自治の発達を支援することは行政の責務でもある。
- ・ 市民会議は全員参加を原則とするが、市民会議が市民に浸透・消化されるまでの間は、運営上の混乱を避けるため参加者を絞るなど段階を踏むこととする。立ち上げ期のメンバーは地縁組織、市民活動団体、企業市民および行政機関からの代表者並びに公募市民とする。

（第2ステップ）

- ・ その後、第2ステップでは、各区において区それぞれの実情に合わせて市民会議を立ち上げていく。区単位の市民会議と中学校区単位の市民会議のどちらから立ち上げるか、一斉に立ち上げるのか順次立ち上げるのか、などは各区の実情による。
- ・ 第2ステップにおいては、行政主導で事務局の運営を行い、市民会議を無用な混乱なく機能させていくため、参加メンバーを事務局主導で絞り込む。地域振興会など地縁団体、NPOなど市民活動団体、企業市民の代表者および公募による一般市民を加え会議を構成する。
- ・ 市民会議が担う機能についても、第2ステップにおいては、行政参画機能、情報共有機能、課題解決機能および市民活動のマッチングおよび窓口機能を形成する。

（第3ステップ）

- ・ 第2ステップが進み、市民会議の運営が軌道に乗った段階で、第3ステップに移行する。第3ステップでは、会議への参加制限の撤廃、市民主導の事務局運営など本来あるべき

形へとステップアップさせていく。

- ・ 第3ステップでは、市民会議の議論を経て、区単位で、「市民税1%支援制度」、「わがまちポイント」、「企業市民の参画プログラム」、「次世代教育プログラム」などの施策を導入してゆく。「区単位の市民会議」事務局が、これらプログラム実施の事務局機能を担うこととする。

以上

第1ステップ

試験的实施（モデル地区）
運営ルール、運営体制など確定

第2ステップ

各区において市民会議の立ち上げ

- ・ 行政主導で事務局運営
 - ・ 事務局主導で参加メンバー決定
- 《担う機能》
- ・ 行政参画機能・情報共有化機能・課題解決機能
 - ・ 市民活動のマッチングおよび窓口機能

第3ステップ

市民会議の本格運営

- ・ 会議への参加制限の撤廃
 - ・ 市民主導の事務局運営
- 《担う機能》
- ・ 第1ステップでの機能+以下の施策の事務局機能
 - ・ 「市民税1%支援制度」
 - ・ 「わがまちポイント」
 - ・ 「コミュニティファンド」
 - ・ 「次世代教育プログラム」